

旅館業営業許可申請について

＜営業許可申請の手続きを要する場合＞

- ・ 新しく建築物を建て、旅館を営業する場合
- ・ 既許可営業施設で、建築延べ面積の50%以上にわたる増改築、移転等をする場合
- ・ 既許可営業施設で、営業者が変わる場合（営業者が個人→法人、法人→個人となった場合も含む）※承継承認申請による手続きが可能な場合があります。
- ・ 既存の建築物（用途が旅館以外のもの）の用途を変更して旅館を営業する場合
- ・ 既許可営業の種別を変更する場合（例 旅館営業→簡易宿所営業）

＜旅館業許可申請のながれ＞

① 事前相談、他法令の確認

- ・ 建設や改築工事等の前に、現在の施設基準に適合するかご相談ください。
 - ・・・「構造設備の基準」、「玄関帳場について」及び「入浴設備の構造設備基準」参照
- ・ 平成16年度、施設基準が大きく変わりました。それ以前に旅館業の許可を取得していた施設では、申請する際に注意が必要です。
- ・ 旅館業法以外の法令については、裏面に記載の関係機関にお問い合わせください。



② 申請書提出 ・・・「旅館業営業許可申請に必要な書類等の一覧」参照



③ 現地調査

- ・ 申請内容と相異がないか、監視員が現地を調査します。
- ・ 立会いが必要です。

土日、祝日、年末
年始休暇を除く
15日間以内



④ 許可または不許可の決定



⑤ 許可指令書の交付

※営業施設が学校等の敷地からおおむね100メートル以内の距離にある場合には、許可または不許可の決定までに、さらに一か月程度要することがあります。

ホームページにも各様式を掲載しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m7k/kankyo/p1102851.html> 又は

小田原 旅館 申請

検索 

⇒ 「旅館業営業の申請について」

問合せ先

神奈川県

小田原保健福祉事務所

生活衛生部 環境衛生課

電話 0465-32-8000

FAX 0465-32-8138

<関係機関の問合せ先>

※お問い合わせの際は、旅館業許可申請予定である旨をお伝えください。

関係法令	地域	所管部署	電話番号	住所
消防法	箱根町	箱根町消防本部	0460 - 82 - 4505	箱根町宮ノ下 467-1
	湯河原町 真鶴町	湯河原町消防本部	0465 - 60 - 0119	湯河原町土肥 1-5-22
	小田原市	小田原消防本部	0465 - 49 - 4591	小田原市前川 183-18
建築基準法	箱根町 湯河原町 真鶴町	県西土木事務所 まちづくり・建築指導課	0465 - 83 - 5111	開成町吉田島 2489-2 (足柄上合同庁舎内)
	小田原市	小田原市役所 建築指導課	0465 - 33 - 1433	小田原市荻窪 300
①都市計画法 ②廃棄物の処理 及び清掃に 関する法律	箱根町	箱根町 ①都市整備課 ② 環境課	①インターネット 検索(※1)又は 0460-85-9566 ②0460 - 85 - 9565	箱根町湯本 256
	湯河原町	湯河原町 ①まちづくり課 ②環境課 保全係	0465 - 63 - 2111(代)	湯河原町中央 2-2-1
	真鶴町	真鶴町 ①まちづくり課 ②町民生活課 環境係	0465 - 68 - 1131(代)	真鶴町岩 244-1
	小田原市	小田原市 ①都市計画課 ②環境事業センター	①インターネット 検索又は窓口相談 ②0465 - 34 - 7325	①小田原市荻窪 300 ②小田原市久野 3768
水質汚濁防止法	箱根町 湯河原町 真鶴町	県西地域県政総合センター 環境保全課	0465 - 32 - 8000 内線 2422~2427	小田原市荻窪 350-1 (小田原合同庁舎 3 階)
	小田原市	小田原市 環境保護課	0465 - 33 - 1483	小田原市荻窪 300
自然公園法	環境省 関東地方環境事務所 富士箱根伊豆国立公園 管理 事務所		0460 - 84 - 8727	箱根町元箱根 164
屋外広告物条例	県西土木事務所小田原土木センター 計画建築部 許認可指導課		0465 - 34 - 4141	小田原市東町5-2-58
土地利用調整 条例(※2)	土地水資源対策課		045 - 210 - 3115	横浜市中区日本大通 1
風俗営業等の規制 及び業務の適正化等 に関する法律	小田原警察署 生活安全課		0465 - 32 - 0110	小田原市荻窪 350-1
食品衛生法	小田原保健福祉事務所 食品衛生課		0465-32-8000 内線 3282~3285	小田原市荻窪 350-1 (小田原合同庁舎 4 階)
温泉法	小田原保健福祉事務所 温泉課		0465-32-8000 内線 3292, 3293	

※1 「都市計画情報の公開について」(箱根町ホームページ)

※2 事業者が市街化調整区域などにおける一定規模以上の開発行為を行う場合、法令に基づく許認可の前に県知事と土地利用に関する調整を行うことを義務づけた条例です。

集合住宅や別荘地等、管理規約が定められている場合は、営業許可後のトラブルを防止するため、旅館業営業について禁止されていないことを事前にご確認ください。

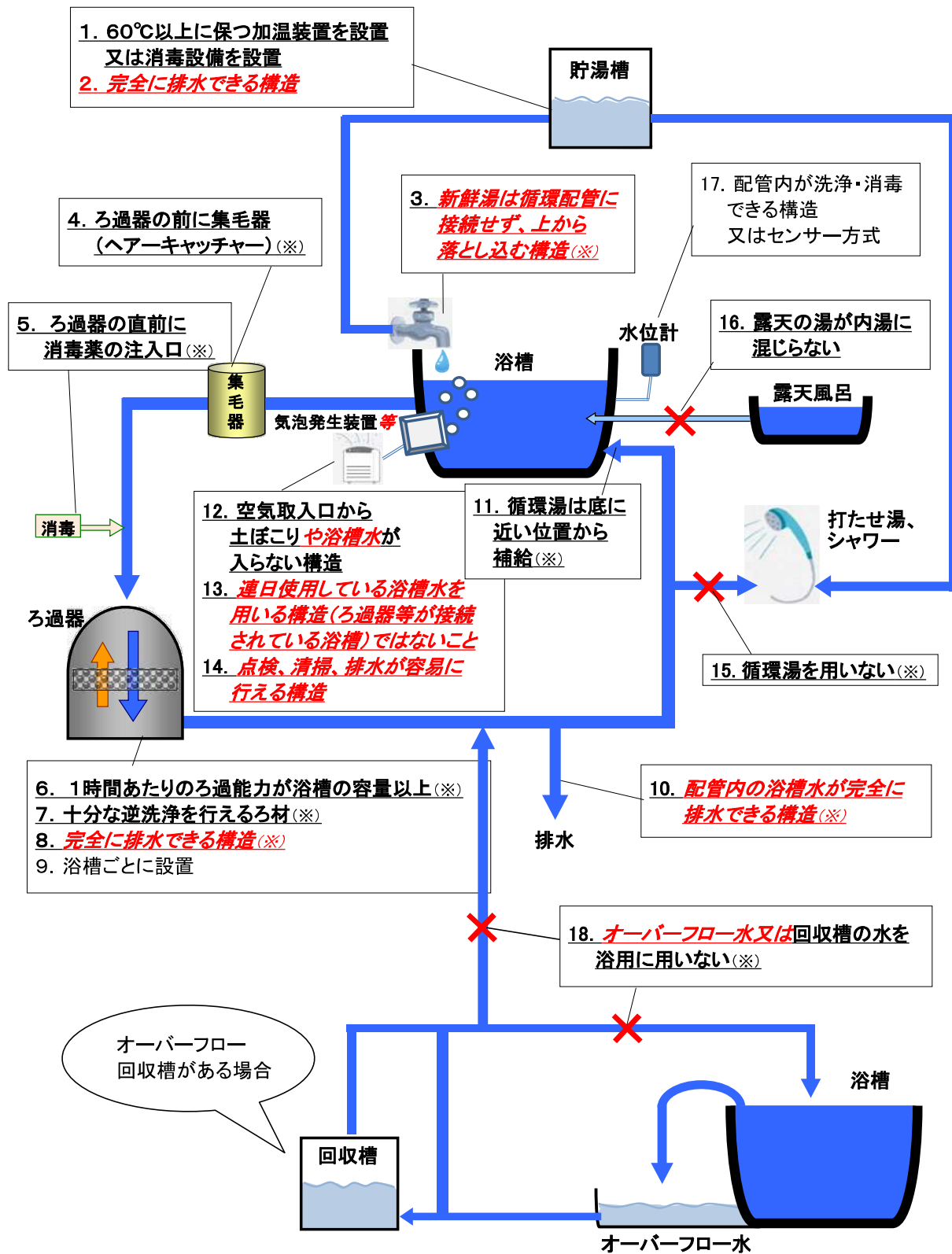
構 造 設 備 の 基 準	旅館・ホテル	簡易宿所
1 一客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあつては9㎡）以上であること。 (施行令1条1項1号)	○	
2 旅館・ホテルにあつては、3.3㎡につき1人（寝台を置く客室にあつては4㎡につき1人）とすること。(条例別表第1-3(1))	○	
3 客室の延床面積は、33㎡（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。(施行令1条2項1号)		○
4 簡易宿所、季節営業にあつては、客室の収容定員は1.65㎡につき1人とすること。 (条例別表第1-3(1)(2))		○
5 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 (施行令1条1項3号、同条2項3号)	○	○
排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、完全に排水できる構造設備のものであること。(条例別表第2-8、第3-8)	○	○
客室は、次の要件を満たすものであること。(条例別表第2-3、第3-3) ア 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。 イ 地下又は屋根裏に設ける場合には、動力換気装置又は十分に換気できる適切な構造設備があること。 ウ 客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画し、互いに見通すことができない構造であること。 エ 客室には、客の衣類その他携帯品を安全に保管することができる鍵の掛かる構造設備があること。	○	○ ア、イのみ
6 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。 (施行令1条2項2号)		○
7 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 (施行令1条1項4号、同条2項4号)	○	○
浴室は、次の要件を満たすものであること。(条例別表第2-9、第3-9) ア 外部から見通すことのできない構造であること。 イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の耐水性材料で作られていること。 ウ 脱衣所が別に設けられていること。 エ 水又は湯を供給できる設備があること。 オ 汚水を停滞することなく下水溝に排出できる構造設備であること。	○	○
8 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 (施行令1条1項5号、同条2項5号)	○	○
流水受槽式の洗面設備が設けられていること。(条例別表第2-5、第3-5)	○	○
9 適当な数の便所を有すること。(施行令1条1項6号、同条2項6号)	○	○
便所は、次の要件を満たすものであること。(条例別表第2-6、第3-6) ア 調理室と接続して設けられていないこと。 イ 窓その他の開口部には、ねずみ及び昆虫を防ぐ構造設備があること。 ウ 流水式手洗設備が設けられていること。	○	○
共同便所は、施設内に便所を付設していない客室がある場合、当該施設内に1以上設けなければならない。この場合において、便所を付設していない客室を有する階（当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階は除く。）にあつては、その階に設けなければならない。 (条例別表第2-7、第3-7)	○	○
10 当該施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ客に飲食させるホール若しくは射幸心をそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。(施行令1条1項7号)	○	
11 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、床下は、通風及び排水が良好な構造であること。(条例別表第2-1、第3-1)	○	○
12 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと。(条例別表第2-2、第3-2)	○	○
13 公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称及び法第3条1項の許可に係る許可番号並びに旅館業の施設に人を宿泊させる間当該施設に営業者等が常駐しない場合にあつては、当該施設の営業者等と常時連絡の取れる連絡先を記載した標識を設けること。 (条例別表第2-11、第3-11)	○	○

入浴設備の構造設備基準

(注1) 斜体部: 令和4年10月1日施行の条例改正により加筆・変更した箇所

(注2)下線部:法令、条例で規定されているもの

(注3) (※)印: 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する浴室には適用しない



令和5年3月
小田原保健福祉事務所
環境衛生課 作成

【参考】 根拠法令等

1	旅館業法施行条例	別表第2-9(2)ア 別表第3-9(2)ア	貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。
2	旅館業法施行条例	別表第2-9(2)イ 別表第3-9(2)イ	貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。
3	旅館業法施行条例	別表第2-9(3) 別表第3-9(3)	浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
	循環式浴槽におけるレジオネラ症 防止対策マニュアル	III 4(1)④	浴槽に補給する湯や水は、必ず浴槽水面上部から浴槽に落とし込む方法を取り、浴槽の湯が給湯・給水配管に逆流しないようにしなければなりません。浴槽循環配管に、給湯配管あるいは給水配管を直接接続することは、逆流防止のため禁止されています。逆止弁を付けても、細菌等の汚濁の逆流を防ぐことはできません。
4,6,7	旅館業法施行条例	別表第2-9(4) 別表第3-9(4)	ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
5	旅館業法施行条例	別表第2-9(6) 別表第3-9(6)	浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
8,10	旅館業法施行条例	別表第2-9(7) 別表第3-9(7)	ろ過器等(ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等)は、完全に排水できる構造とすること。
9	旅館業における衛生 等管理要領	II 第1-12(4)-2- g① II 第2-4	ろ過器は、浴槽ごとに設置することが望ましく、(後略)
11	旅館業法施行条例	別表第2-9(5) 別表第3-9(5)	ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
12,13, 14	旅館業法施行条例	別表第2-9(10) 別表第3-9(10)	気泡発生装置等(気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備)を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。
15	旅館業法施行条例	別表第2-9(9) 別表第3-9(9)	打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
16	旅館業法施行条例	別表第2-9(11) 別表第3-9(11)	内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
17	旅館業における衛生 等管理要領	II 第1-12(4)-2- l II 第2-4	水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。
18	旅館業法施行条例	別表第2-9(8) 別表第3-9(8)	オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
	旅館業における衛生 等管理要領	II 第1-12(4)-2- k II 第2-4	オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造 になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の水が消毒できる設備が設けられていること。
※	旅館業法施行条例	別表第2-10 別表第3-10 別表第4-8	前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(略)に掲げる基準は、適用しない。

旅館業営業許可申請に必要な書類等の一覧

必要な書類等		備 考	チェック 欄
①旅館業営業許可申請		「旅館業営業許可申請書 記入例」を参照して作成	
営業施設の構造を明らかにする図面	②施設の配置図	敷地と道路の位置関係及び申請する施設の配置が分かる図	
	③施設の各階の平面図	③-1 各階全体の平面図（寸法が記載されているもの）	
		③-2 客室の内法面積が分かる図面 （「図面作成時の注意点」参照）	
	④施設の四面の立面図	立面図、透視図、若しくは施設の外観の写真	
	⑤玄関帳場（フロント）の詳細図	玄関帳場の構造が分かる立面図又は写真 （「図面作成時の注意点」参照） ※玄関帳場（フロント）の機能を代替する設備を有する場合は、フロント代替設備調査票（記入例参照）	
	⑥階層式ベッドの断面図	階層式のベッドのある客室がある場合は、その断面図 （「図面作成時の注意点」参照）	
	⑦浴槽等の構造図面	⑦-1 入浴設備の調査票（記入例参照）	
		⑦-2 配管系統図（ろ過器、集毛器、塩素注入機等の位置関係や循環湯の補給場所等、入浴設備の構造が分かるもの）、ろ過器の仕様書（ろ材、処理能力が分かるもの）、浴槽容量算定図（「入浴設備の構造設備基準」参照）	
営業施設付近の見取り図	⑧縮尺 1/3000 以上の地図	「地図見本縮小版」を参照して作成 ※縮尺 1/3000 以上＝100mが 3.3cm 以上	
⑨標識の設置場所を記載した書面		当該設置場所が公衆の見やすい場所であることが分かる図面及び配置図等（「標識の設置について」参照） ※他の添付書類（②や③-1 等）に書き込んでも構いません。	
⑩洗面用水の水質検査成績書の写し （洗面用水が水道水以外の場合）		水質検査成績書の写し （「許可申請時の水質検査について」参照） ※ 原本照合するため、原本もお持ちください。	
⑪浴用水の水質検査成績書の写し （浴用の水が水道水以外の場合）			
⑫定款の写し、寄付行為の写し 又は規約の写し（法人の場合）		・ 定 款：会社の場合 ・ 寄付行為：財団法人の場合 ・ 規 約：健康保険組合、管理組合法人、宗教法人等	
旅館業の申請手数料		22,060円	

※ 上記の添付書類のほかに、次の書類の提示をお願いします。（確認後、返却します。）

- ・ 消防関係手続書類（適合通知書、検査済証、消防署の収受印が押印してあるもの等）
- ・ 自主管理の手引書
- ・ 申請者が法人の場合は、商業登記事項証明書（原本）

※ 前営業者の旅館業営業廃止届又は住宅宿泊事業の廃業等届出書が必要です。

（現に旅館業の許可を取得している施設又は住宅宿泊事業法の届出をしている施設について）

(この欄には、申請者は記入しないで下さい。)

手 数 料 領 収 済 印						校 正
領 収	月 日		保健所		取扱者	
	番 号	第 号	現 金			
	金 額	円	取扱者			

第 1 号様式（第 2 条関係）

旅館業営業許可申請書【記入例】

申請年月日を記入

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

神奈川県小田原保健福祉事務所長 殿

申請者 郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇

住 所 〇〇県 △△市 ×× 町 ●●●番地

法人にあつては、
主たる事務所の
所在地、名称及び
代表者の氏名

氏 名 株式会社▲▲▲

代表取締役 □□□□

生年月日 S・H 年 月 日

電 話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

申請者が法人の場合は、
登記上の住所、会社名、
代表者名を記入

申請者が個人の場合は記入

次のとおり旅館業の許可を受けたいので、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により申請します。

営 業 の 種 別		1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業
旅 館 業 の 施 設	所 在 地	郵便番号（〇〇〇—〇〇〇〇） 神奈川県 足柄下郡 △△町 〇〇〇番地 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	名 称	旅館 かながわの宿

宿泊者名簿を 営業者の事務 所で保管する 場合は、当該 事務所の所在 地及び名称	所 在 地	郵便番号（ - ） 旅館業の施設以外で保管する 場合は記入	申請者に同じ
	名 称	電 話	
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有（ ） ☐ 無 ☐	
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有（ ） ☐ 無 ☐	
	3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	有（ ） ☐ 無 ☐	
	4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有（ ） ☐ 無 ☐	
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であった日から起算して5年を経過しない者（8に該当しない者）	有（ ） ☐ 無 ☐	
	6 営業に関し成年者と同一の能力を有する者（未成年者）である者（法定代理人が法人である者）	有（ ） ☐ 無 ☐	
	7 法人であつて、その業務の全部又は大部分を旅館業に該当する者があるもの	有（ ） ☐ 無 ☐	
	8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有（ ） ☐ 無 ☐	
旅館業法施行規則第5条第1項各号の施設に該当することの有無	有（ ） ☐ 無 ☐		
付近200メートル以内に学校等がある場合は、学校等との距離及び学校等の名称	△△町立〇〇小学校 40m		

- 次のいずれかの施設に該当することの有無について記入
- ① キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
 - ② 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
 - ③ 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
 - ④ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

200m以内にある小学校等の名称と、旅館との直線距離（敷地から敷地）を記入
（該当施設がない場合は「該当なし」と記入）

構造設備等

建築基準法の建築確認申請書と同様にする。
(1棟の延面積が3000㎡以上の場合は特定建築物の届出も必要になる。)

使用する施設及びその面積		鉄筋コンクリート造				平屋建 1 棟 2 階建 1 棟 計 2 棟延べ1230.4㎡	
客室及び定員	広 さ	室 数	鍵の掛かる 構造設備の有無	定 員	寝台の有無		
	A 18.56 ㎡	8 室	☒ 有・無	16 人	有・ ☒ 無		
	B 19.88 ㎡	8 室	☒ 有・無	16 人	☒ 有・無		
	C 32.56 ㎡	2 室	☒ 有・無	10 人	☒ 有・無		
	D 23.45 ㎡	3 室	☒ 有・無	12 人	有・ ☒ 無		
	E 45.78 ㎡	1 室	☒ 有・無	5 人	有・ ☒ 無		
	㎡	室		人	有・無		
	㎡	室	有・無	人	有・無		
	㎡	室	有・無	人	有・無		
	合 計		22 室		59 人		
客室の採光及び照明		☒ 自然採光・ ☒ 人工照明		客室の換気		☒ 自然換気・ ☒ 動力換気	
玄関・ フロント 又は 玄関 場又は	☒ 有 (面積 15.8 ㎡) ・ 無						
	機能を代替する設備を有する場合は、その内容別紙のとおり						
便所	数	男性用 3 箇所	女性用 3 箇所	客室 22 箇所			
	便器の数	大 4 個・小 3 個	5 個	大 22 個・小 個			
洗面設備		個室 22 箇所・給水(湯)栓 22 個 / 共用 8 箇所・給水(湯)栓 14 個					
※洗面用水		1 水道水 2 その他()					

部屋のタイプごとに番号等をつけ、
平面図にも同じ番号を記入
(面積の算定方法は「図面作成時の
注意点」参照)

2人部屋×8室の場合、
16人と記入
※構造設備の基準を
満たす定員とすること

寝台(ベッド)の
有無を記入

部屋数合計

定員数合計

便所の箇所数を記入

便器の個数を記入

便所の手洗いを
平面図で確認します

浴室等	数及び面積	男性用 1 箇所 52.3 m ²	女性用 1 箇所 60.4 m ²	客室 22 箇所 66.5 m ²
	浴槽数	屋内(2) 屋外(1)	屋内() 屋外(1)	屋内(22) 屋外(6)
	ろ過器等の有無	浴室(脱衣所を含まない)の面積を記入		有()・無
	気泡発生装置等有無	有()・無	洗い場の水栓(シャワー)の数を記入	
	給水(湯)栓	8 個	8 個	22 個
	脱衣所	有・無	有・無	有・無
	※原湯	1 水道水	2 その他(温泉)	浴槽に入れる湯水
	※原水	1 水道水	2 その他()	
	※上がり用湯	1 水道水	2 その他()	洗い場及びシャワーの水栓から供給される湯水
	※上がり用水	1 水道水	2 その他()	
排水処理方法	1 下水道 2 浄化槽 3 その他()			
備考	許可状況証明希望 有・無			

備考 1 譲受けの場合には、表面の「営業の種別」及び「旅館業法施行規則第5条第1項各号の施設に該当することの有無」の各欄並びに裏面の各欄（※印の欄を除く。）のうち、変更がないものの記入を省略することができます。

2 上記1により記入を省略する場合には、表面の「譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨」の欄に営業譲渡の事実を記入し、譲渡した旨を記載した旨を記載し、譲り受けたことを証する書面（契約書の写し等）を添付し、代えることができます。

浄化槽がある場合、人槽が宿泊定員を下回っていないことをご確認ください。

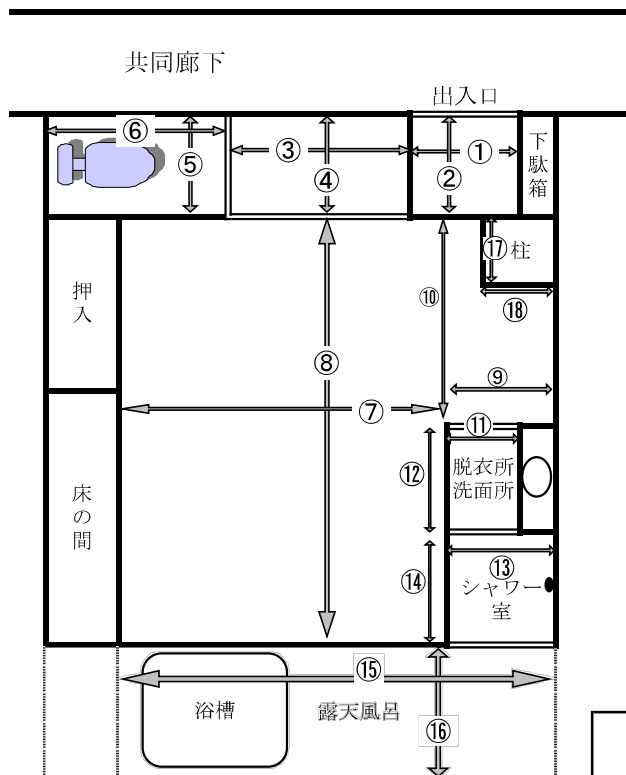
他法令手続等状況（太枠内に記入してください。）

浄化槽法	有(70 人槽)・無	都市計画法 (用途地域)	済・未 用途地域：(近隣商業地域)
水質汚濁防止法	済・相談中・未	消防法	※この欄は記入しないでください。 記載しない
消防法	済・相談中・未		
建築確認	済・不要・相談中・未		
建築用途変更	済・不要・相談中・未		

図面作成時の注意点

客室面積

- ・客室の床面積の算定は、壁、柱等の内側で測定（いわゆる内法）によって行う。
- ・床面積とは、宿泊者が専有して利用し得る部分の面積であって、これには共同の廊下、客室の押入、床の間等は含まれないが、客室に附属する浴室、便所、板間等は含まれる。



【コンピュータ設計支援ツール（CAD）を使う場合】

- ・算出エリアを図示してください。
- ・主要部分の寸法を入れてください。

踏み込み	①	0.95 m	×	②	0.80 m	=	0.76 m ²
板の間	③	1.50 m	×	④	0.80 m	=	1.20 m ²
トイレ	⑤	0.80 m	×	⑥	1.40 m	=	1.12 m ²
和室	⑦	3.30 m	×	⑧	4.20 m	=	13.86 m ²
	⑨	0.80 m	×	⑩	2.60 m	=	2.08 m ²

脱衣所・洗面所	⑪	0.60 m	×	⑫	0.80 m	=	0.48 m ²
---------	---	--------	---	---	--------	---	---------------------

シャワー室	⑬	0.80 m	×	⑭	0.80 m	=	0.64 m ²
-------	---	--------	---	---	--------	---	---------------------

小計 20.14 m²

柱	⑰	0.60 m	×	⑱	0.60 m	=	0.36 m ²
---	---	--------	---	---	--------	---	---------------------

客室面積： 20.14 m² - 0.36 m² = 19.78 m²

※ 同じ間取りの客室であれば、測定は1室でよい。

※ 建築基準法上、屋外の部分は含めない。

浴室面積

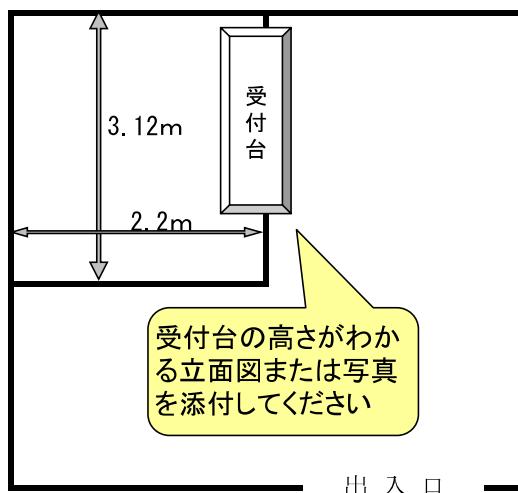
※屋外（露天）も含める。

シャワー室	⑬	0.80 m	×	⑭	0.80 m	=	0.64 m ²
-------	---	--------	---	---	--------	---	---------------------

露天風呂	⑮	4.10 m	×	⑯	1.10 m	=	4.51 m ²
------	---	--------	---	---	--------	---	---------------------

計 5.15 m²

玄関帳場又はフロント



階層式寝台

上段のふちには、宿泊者が寝台から落ちないように手すりを設ける等適切に措置することが望ましい

おおむね1m以上※

下段マットレスの上から上段までの長さ



※旅館業法施行令第一条第二項第三号

フロント代替設備調査票【記入例① 完全不在型】

太枠内のみご記入ください。

種 別： 旅館ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿

①本人確認

確認方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ タブレット ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：

<設備を有する場合>

施設近傍から発信されていることの確認 固定式 ・ その他（ ）

操作の流れ：「**かながわチェックインシステム**」を使用。宿泊者が予約情報を確認して「**チェックイン**」ボタンを押し、パスポート又は身分証を提示してテレビ通話する。

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

実際の操作の流れ
を具体的に記入

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認 ☐ハード面の仕様書確認 ☐カメラ機能あり

設備があるので
図示、提示が必要

②宿泊者名簿の正確な記載

実施方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ タブレット ・ 用紙 ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

チェックを入れる

記載事項：☒氏名、☒住所、☒連絡先、☒到着年月日、☒出発年月日、☒国籍、☒旅券番号

保管場所：旅館業の施設 ・ 営業者の事務所

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認 ☐必須記載事項あり ☐ハード面の仕様

設備があるので
図示、提示が必要

③鍵の受渡し

実施方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ キーボックス ・ 電子ロック ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に

箱の中に鍵が
入っているタイプ

暗証番号入力で
扉が開くタイプ

<キーボックス又は電子ロックの場合>

客毎の番号変更：可能 ・ 不可能

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認 ☐番号変更機能あり

設備があるので
図示、提示が必要

④宿泊者以外の出入りの確認

ビデオカメラ ・ その他（ ）

確認場所 営業者の事務所 ・ その他（ ）

確認方法：常時確認 定期的に確認（頻度：1日1回（毎日〇時頃））

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

※設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。画像を確認する場所の地図及び建物の図面等を添付すること。

図示、添付、提示
いずれも必要

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認 ☐録画機能あり ☐一定期間保存機能あり ☐動体検知機能あり

⑤緊急時の駆けつけ体制

対応者：営業者 営業者の支店

<参考>営業者等が電話を受けて駆けつけ対応者に連絡する場合の連絡先の記入例
「0123-45-6789（営業者）→ 090-1234-5678（対応者）」

<営業者以外の場合>

対応者氏名：〇〇株式会社〇〇支店（神奈川 花子）

対応者住所：〒012-3456 箱根町〇〇123-45

対応者連絡先：0123-45-6789

宿泊客がかける連絡先を記入

営業施設までの所要時間：8分

※委託の場合：申請時に契約書又は契約内容を記載した文書を提示すること。委託なので提示が必要

【保健所記入欄】契約内容確認結果

☐契約書等確認 ☐緊急時駆けつけ可能 ☐営業者名記載あり ☐受託者名記載あり

フロント代替設備調査票【記入例② チェックイン時対面型】

太枠内のみご記入ください。

種 別 **旅館ホテル** ・ 簡易宿所 ・ 下宿

①本人確認

確認方法：対面（**営業者** ・ 委託） ・ タブレット ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：

<設備を有する場合>

施設近傍から発信されていることの確認：固定式 ・ その他（ ）

操作の流れ：

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認 ☐ハード面の仕様書確認（☐カメラ機能あり ☐音声機能あり）

②宿泊者名簿の正確な記載

実施方法：対面（**営業者** ・ 委託） ・ タブレット ・ 用紙 ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

チェックを入れる

記載事項：☒氏名、☒住所、☒連絡先、☒到着年月日、☒出発年月日、☒国籍、☒旅券番号

保管場所 **旅館業の施設** ・ 営業者の事務所

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認（☐必須記載事項あり） ☐ハード面の仕様書確認

③鍵の受渡し

実施方法：対面（**営業者** ・ 委託） ・ キーボックス ・ 電子ロック ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

<キーボックス又は電子ロックの場合>

客毎の番号変更：可能 ・ 不可能

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認（☐番号変更機能あり）

④宿泊者以外の出入りの確認

ビデオカメラ ・ その他（ **旅館・ホテル営業の場合は常駐確認が必要** ）

確認場所：営業者の事務所 ・ その他（ ）

確認方法：常時確認 ・ 定期的に確認（頻度： ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

※設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示し、
画像を確認する場所の地図及び建物の図面等を添付すること。

図示、添付、提示
いずれも必要

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認（☐録画機能あり ☐一定期間保存機能あり ☐動体検知機能あり）

⑤緊急時の駆けつけ体制

対応者：**営業者** ・ 営業者の支店 ・ 委託

<営業者以外の場合>

対応者氏名：

対応者住所：（〒 - ）

対応者連絡先：

営業施設までの所要時間：

※委託の場合：申請時に契約書又は契約内容を記載した文書を提示すること。

【保健所記入欄】契約内容確認結果

☐契約書等確認（☐緊急時駆けつけ可能 ☐営業者名記載あり ☐受託者名記載あり）

1 宿泊者名簿の記載について

旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所）の施設では、法令等（旅館業法、旅館業法施行規則及び旅館業法施行細則）の定めにより、宿泊者名簿を備え付け、管理しなければなりません。

宿泊者名簿には次の項目を記載します。

- ・氏名、住所、連絡先
- ・到着年月日、出発年月日
- ・日本に住所を有しない外国人の場合は、国籍、旅券番号（パスポートの写しを保管する場合は、記載を省略できる）



○国内におけるテロ等の不法行為及び感染症の蔓延を未然に防止する観点から、宿泊者名簿に正確な記載をするよう、宿泊者への案内を徹底してください。

○宿泊者名簿は3年間保存してください。

2 日本国内に住所を持たない外国人宿泊者について

外国人宿泊客に対してはパスポートの呈示を求め、写しの保存をお願いします。

外国人宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、国の指導によるものであることを説明してください。

※ 裏面に、厚生省作成の案内文がありますのでご活用ください。

外国人宿泊者向けの案内文「パスポート呈示等のお願い」

掲載ページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei26/01.html>

3 宿泊を拒否する場合について

旅館業法第5条の規定により、旅館業の営業者は、旅館業法及び旅館業法施行条例の定める場合を除き、宿泊を拒むことを禁止されています。

法第5条 営業者は、以下に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

宿泊を拒んでもよい場合～法及び条例から抜粋～

- ・宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- ・宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- ・宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの※を繰り返したとき。
- ・宿泊施設に余裕がないとき。
- ・宿泊しようとする者がでい酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

※厚生労働省令で定めるもの

- ・宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求
- ・粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

パスポート呈示等のお願い

厚生労働省

日本政府は、法令に基づき、2005 年 4 月 1 日から「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、*氏名 *住所 *職業 等の記載に加えて*国籍 及び *旅券番号の記載とパスポートの呈示及びコピーを義務付けましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

Request for producing of passports, etc. for identification purposes

Ministry of Health, Labour and Welfare

Since April 1, 2005, under the relevant laws and regulations, the Japanese Government is requiring “foreign nationals who do not possess an address in Japan” to provide their *nationality and *passport number in addition to their *name, *address, and *occupation, etc. and produce and make a copy of their passport upon checking in at lodgings. Your understanding and cooperation is appreciated.

여권 제시 등의 부탁

후생 노동성

일본 정부는 법령에 의거하여 2005년 4월1일부터「일본 국내에 주소를 갖지 않는 외국인」이 숙박할 때에는 *이름 *주소 *직업 등의 기재에 추가적으로 *국적 및*여권번호기재와 여권 제시 및 복사를 의무화하였으므로 이해와 협력을 부탁드립니다.

请出示护照等

厚生労働省

日本政府根据法令，规定自2005年4月1日起，凡“在日本国内无住所的外国人”在投宿时，除必须填写*姓名*地址*职业等外，还有义务填写*国籍和*护照号码，并出示，复印护照，敬请予嘛理解，协助。

※該当に○またはレ、下線部に記入

分湯マス：源泉配管の分岐部にあるマス
調節箱：カランやシャワーに送る湯の温度を調節するためのタンク

(裏面もあります)

ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、
浴槽の容量より大きいこと

【HC（ヘアキャッチャー、集毛器）】
循環配管内にある、毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置

浴槽によって設備等に
違いがある場合は記入

浴槽の縦×横×深さから、浴槽内のお湯の容量を計算する。例：1.2m×2.0m×0.5m = 1.2 m³
※ 1 m³(立方メートル) = 1 立米(リットル) = 1,000ℓ(リットル) = 1m(メートル)×1m×1m ≒ 1 t(トン)

地図見本 縮小版

(この見本では、1/1800 の地図を
70%に縮小しています。)

対象施設が敷地の外縁から200メートル以内でない場合は、
同心円の中心点は施設の中心部一点でもかまいません。

<対象施設>

- 1 学校教育法第一条 に規定する学校(大学を除く)、
同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条
第1項に規定する各種学校
- 2 児童福祉法第七条第一項 に規定する児童福祉施設
- 3 社会教育法第二条 に規定する社会教育に関する施設
その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとし
て都道府県の条例で定めるもの(公民館)
- 4 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- 5 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第
29 条に規定する博物館に相当する施設
- 6 少年院法第2条第1項に規定する少年院
- 7 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
- 8 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年
の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他
の施設で、知事が指定したもの

敷地の外縁から半径 100 メートルと
200 メートルの線を描く

指定施設までの直線距離を記入

40M

100m

100m

200m

200m

縮尺、スケールを記入
(1/3000以上)

縮尺 1 : 1,800

紙面上で 100m が 3.3cm
以上あることを確認し
てください。

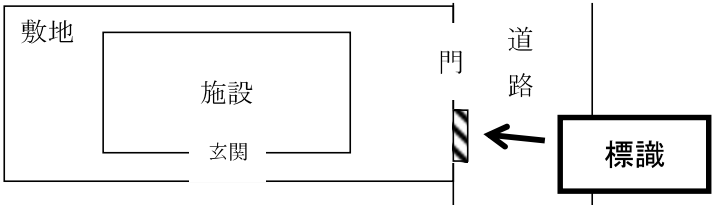
標識の設置について

平成 30 年 6 月 15 日の旅館業法施行条例改正に伴い、標識の設置が義務付けられました。

許可取得後は、許可を受けた旅館業施設であることが近隣住民の方に分かるよう、速やかに標識を設置してください。

○ 許可申請時の添付書類：標識の設置場所を記載した配置図等

(例)

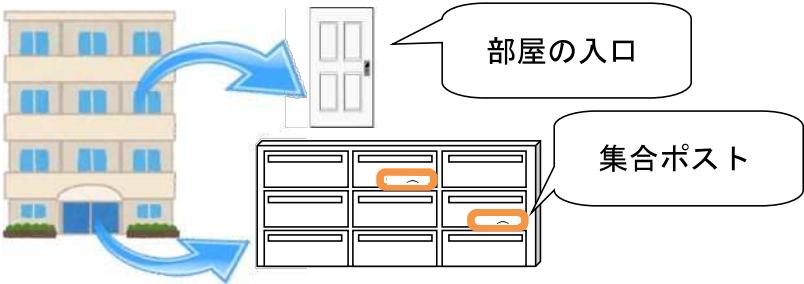


○ 設置場所：公衆の見やすい場所（施設や敷地の外部から容易に確認できる場所）

戸建ての場合の
設置場所の例



集合住宅の場合の
設置場所の例



○ 標識の参考様式

（決まった様式はありません。この様式を参考に、各施設で作成してください。）

旅館業の 施設名称	
許可番号	第 04 号
常時連絡の 取れる 連絡先	(営業者が常駐しない場合のみ記載)

(旅館業、公衆浴場)

許可申請時の水質検査について（原湯等）

原湯、原水、上がり用湯、上がり用水に水道水以外の水を使用する場合は、以下の水質検査が必要です。

○ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査項目（6項目）

	水質検査項目	判定基準
1	色度	5度以下
2	濁度	2度以下
3	水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下
4	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※ 塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、TOCの測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	1L中3mg以下 ※ 過マンガン酸カリウム消費量の場合は、1L中10mg以下
5	大腸菌	検出されないこと
6	レジオネラ属菌	検出されないこと（100mL中に10cfu未満をいう）

※1～4については、判定基準を適用しないことがあります。

○ 洗面用水の水質検査項目・・・保健福祉事務所あてご相談ください。

【注意事項】

※ 採水の日を起点として6か月以内の水質検査成績書の写しを添付してください。（照合のため、原本もお持ちください。確認後、返却します。）

※ 原湯、原水については、吐水口から浴槽に落ちる前の湯（水）から採水してください。

※ 精度管理を行っている検査機関に依頼してください。

※ 水質検査成績書の取得には、1か月以上を要する場合があります。

※ 料金、日程、採水容器などについては、各検査機関にお問い合わせください。

※ 「塩素化イソシアヌル酸等」の「等」とは、ジクロロイソシアヌル酸又はトリクロロイソシアヌル酸の塩を指します。

(この欄には、申請者は記入しないで下さい。)

手 数 料 領 収 済 印						校 正
領 収	月 日		保健所		取 扱 者	
	番 号	第 号	現 金			
	金 額	円	取扱者			

第 1 号様式（第 2 条関係）

旅館業営業許可申請書

令和 年 月 日

神奈川県小田原保健福祉事務所長 殿

申請者 郵便番号
住 所
(法人にあつては、
主たる事務所の
所在地、名称及び
代表者の氏名)
氏 名

生年月日 S ・ H 年 月 日
電 話

次のとおり旅館業の許可を受けたいので、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により申請します。

営 業 の 種 別		1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業
旅 館 業 の 施 設	所 在 地	郵便番号 (-) 電話
	名 称	

宿泊者名簿を 営業者の事務 所で保管する 場合は、当該 事務所の所在 地及び名称	所 在 地	郵便番号（ ） 申請者に同じ
	名 称	電 話
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有（ ） 無
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有（ ） 無
	3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者	有（ ） 無
	4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有（ ） 無
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（8において「暴力団員等」という。）	有（ ） 無
	6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの	有（ ） 無
	7 法人であつて、その業務を行う役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの	有（ ） 無
	8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有（ ） 無
旅館業法施行規則第5条第1項 各号の施設に該当することの有無	有（ ） 無	
付近200メートル以内に学校等がある場合は、学校等との距離及び学校等の名称		

構 造 設 備 等 の 概 要

使用する施設 及びその面積		平屋建 棟 階建 棟 計 棟延べ m ²			
客 室 及 び 定 員	広 さ	室 数	鍵の掛かる 構造設備の有無	定 員	寝台の有無
	m ²	室	有 ・ 無	人	有 ・ 無
	m ²	室	有 ・ 無	人	有 ・ 無
	m ²	室	有 ・ 無	人	有 ・ 無
	m ²	室	有 ・ 無	人	有 ・ 無
	m ²	室	有 ・ 無	人	有 ・ 無
	m ²	室	有 ・ 無	人	有 ・ 無
	m ²	室	有 ・ 無	人	有 ・ 無
	m ²	室	有 ・ 無	人	有 ・ 無
	m ²	室	有 ・ 無	人	有 ・ 無
	m ²	室	有 ・ 無	人	有 ・ 無
	合 計	室		人	
	客 室 の 採 光 及 び 照 明	自然採光 ・ 人工照明		客 室 の 換 気	自然換気 ・ 動力換気
玄 関 帳 場 又 は フ ロ ン ト	有（面積 m ² ） ・ 無				
	機能を代替する設備を有する場合は、その内容 別紙のとおり				
便 所	数	男性用 箇所	女性用 箇所	客室 箇所	
	便器の数	大 個 ・ 小 個	個	大 個 ・ 小 個	
洗 面 設 備		個室 箇所・給水(湯)栓 個 / 共用 箇所・給水(湯)栓 個			
※ 洗 面 用 水		1 水道水 2 その他()			

浴室等	数及び面積	男性用 箇所 m ²	女性用 箇所 m ²	客室 箇所 m ²
	浴 槽 数	屋内()屋外()	屋内()屋外()	屋内()屋外()
	ろ過器等の有無	有 ()・無	有 ()・無	有 ()・無
	気泡発生装置等の有無	有 ()・無	有 ()・無	有 ()・無
	給水(湯)栓	個	個	個
	脱 衣 所	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	※原 湯	1 水道水 2 その他(温泉)		
	※原 水	1 水道水 2 その他()		
	※上がり用湯	1 水道水 2 その他()		
	※上がり用水	1 水道水 2 その他()		
	排 水 処 理 方 法	1 下水道 2 浄化槽 3 その他 ()		
	備 考	許可状況証明希望 有 ・ 無		

他法令手続等状況（太枠内に記入してください。）

浄化槽法	有 (人槽)・無	都市計画法 (用途地域)	済・未 用途地域：()
水質汚濁防止法	済・相談中・未	消防法	※この欄は記入しないでください。 情報提供； 済 ・ 未 書類確認： 設備検査済証 ・ 適合通知書
消防法	済・相談中・未		
建築確認	済・不要・相談中・未		
建築用途変更	済・不要・相談中・未		

フロント代替設備調査票

太枠内のみご記入ください。

種 別： 旅館ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿

①本人確認

確認方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ タブレット ・ その他（ ）

＜委託の場合＞

対応者氏名：

＜設備を有する場合＞

施設近傍から発信されていることの確認：固定式 ・ その他（ ）

操作の流れ：

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認 ☐ハード面の仕様書確認（ ☐カメラ機能あり ☐音声機能あり ）

②宿泊者名簿の正確な記載

実施方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ タブレット ・ 用紙 ・ その他（ ）

＜委託の場合＞

対応者氏名：①に同じ

記載事項：☐氏名、☐住所、☐連絡先、☐到着年月日、☐出発年月日、☐国籍、☐旅券番号

保管場所：旅館業の施設 ・ 営業者の事務所

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認（ ☐必須記載事項あり ） ☐ハード面の仕様書確認

③鍵の受渡し

実施方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ キーボックス ・ 電子ロック ・ その他（ ）

＜委託の場合＞

対応者氏名：①に同じ

＜キーボックス又は電子ロックの場合＞

客毎の番号変更： 可能 ・ 不可能

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認（ ☐番号変更機能あり ）

④宿泊者以外の出入りの確認

ビデオカメラ ・ その他（ ）

確認場所：営業者の事務所 ・ その他（ ）

確認方法：常時確認 ・ 定期的に確認（頻度： ）

＜委託の場合＞

対応者氏名：①に同じ

※設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

画像を確認する場所の地図及び建物の図面等を添付すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認（ ☐録画機能あり ☐一定期間保存機能あり ☐動体検知機能あり ）

⑤緊急時の駆けつけ体制

対応者：営業者 ・ 営業者の支店 ・ 委託

＜営業者以外の場合＞

対応者氏名：

対応者住所：（〒 - ）

対応者連絡先：

営業施設までの所要時間：

※委託の場合：申請時に契約書又は契約内容を記載した文書を提示すること。

【保健所記入欄】契約内容確認結果

☐契約書等確認（ ☐緊急時駆けつけ可能 ☐営業者名記載あり ☐受託者名記載あり ）

入浴設備の調査票

※該当に○またはレ、下線部に記入

洗面用水（水道水・井戸水・湧水） → 直結・受水槽（有効容量_____m ³ ）	
浴槽に使用する水の種類（水道水・井戸水・湧水・温泉） → 温泉_____種類	
浴槽に使用する循環していない湯を貯留する貯湯槽（有・無） → 原湯・上がり用湯	
有の場合	（１）全ての箇所において60℃以上を保持する加温装置（有・無）
	貯湯槽に温度計の設置（有・無）
	（２）貯湯槽内の湯水の消毒設備（有・無）
	☐ 完全に排水できる構造である
☐ 新鮮湯水は、循環配管等（昇温装置含む）に接続せず、湯面より上から落とし込む構造である	
☐ 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（有・無）	
有の場合	清掃等の管理は（施設・温泉供給元（_____））
ろ過器（有・無）	
有の場合	☐ ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい
	☐ ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（砂・その他（_____））
	☐ 集毛器（ヘアキャッチャー、HC）はろ過器の前に設置されている
	☐ 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	☐ 完全に排水できる構造である
浴槽水の循環配管（有（ろ過器・昇温装置・その他_____）・無）	
有の場合	☐ 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	☐ 完全に排水できる構造である
	☐ 定期的に清掃、洗浄又は消毒を行える構造である
水位計（有（配管式・センサー式）・無）	
配管式 有	☐ 定期的に生物膜を除去できる構造である
オーバーフロー回収槽（有・無）	
有の場合	☐ 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	☐ 浴槽水とは別に消毒する設備がある
	☐ オーバーフロー環水管を直接ろ過循環の配管に接続していない
	☐ 床排水が流入しない構造である
打たせ湯（有・無） ☐ 循環湯を使用していない	
シャワー（有・無） ☐ 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（有・無）	
有の場合	☐ 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	☐ 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	☐ 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（両方有・内湯のみ・露天風呂のみ）	
有の場合	☐ 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

（裏面もあります）

[illegible]

入浴設備の衛生管理について

神奈川県では、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例」及び「旅館業法施行条例」により、入浴者の衛生のために必要な基準を定めています。営業者の方は、レジオネラ症防止のため、この基準を遵守し、入浴設備を衛生的に管理してください。

なお、この基準に違反した場合は、公衆浴場法第7条又は旅館業法第8条の規定により**許可の取消し又は営業の停止**になる場合があります。

1 水質基準に適合するように維持管理してください。 水質検査を実施し、結果は3年間保管してください。

(1) 浴槽水：4項目※

項目	水質基準
濁度	5度以下
有機物（全有機炭素の量、TOC）※※ _{改1}	8mg/L 以下※※ _{改1}
大腸菌 _{改2}	1個／1ml 以下
レジオネラ属菌	不検出（10cfu未満／100ml）

⇒ 水質検査の頻度：すべての浴槽で必ず1年に1回以上

- ・ 湯水の採取は清掃の直後を避け、混雑する時間帯に行ってください。
- ・ 精度管理を行っている検査機関に依頼してください。

※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は水質検査不要です。

改1 令和5年1月1日施行の細則改正により変更

改2 令和7年4月1日施行の細則改正により変更

(2) 原湯、原水、洗い場のカランやシャワーから出る湯水：6項目 (水道水以外の水を使用している場合)

項目	水質基準
色度	5度以下
濁度	2度以下
pH	5.8以上8.6以下
有機物（全有機炭素の量、TOC）※※ _{改1}	3mg/L 以下※※ _{改1}
大腸菌 _{改1}	検出されないこと _{改1}
レジオネラ属菌	不検出（10cfu未満／100ml）

⇒ 水質検査の頻度：浴槽水が水質基準に適合しなかった場合

(その他必要に応じて)

※※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定してください（水質基準：浴槽水は25mg／1L以下、原湯等は10mg／1L以下）。

2 塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒をしてください。

- ・ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、記録をつけてください。
- ・ 記録は3年間保管してください。
- ・ 測定は1日3回以上が望ましいです。

※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は消毒不要です。

遊離残留塩素濃度・・・**0.4mg/L 以上**（～最高 1.0mg/L）

<参考：代表的な塩素系薬剤の種類と特徴>

種類 特徴	塩素化イソシアヌル酸 ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	モノクロラミン
主な形状	固形、顆粒状	液体	2剤の現地混合
代表的な 商品名	ネオクロール，スパクリ ーン（四国化成工業㈱） バススター（日本曹達㈱）	ピューラックス （㈱オーヤラックス） 花王病院用ハイター （花王㈱）	クロラクター （ケイ・アイ化成㈱） フリップ・フラップ （日本イオン㈱）
備考	水質検査の項目（有機 物）が変わるため、注意 してください。		使用する場合は保健福祉 事務所あて事前相談が 必要です。

<参考：残留塩素濃度の測定方法>

DPD 法の例



デジタル式の例



試験紙の例



※ ただし、原湯・原水の性質等により塩素系薬剤が使用できない場合（水素イオン濃度 **又はアンモニア性窒素等の濃度**が高く塩素系薬剤を使用することが不適切な場合や、他の消毒方法を使用する場合）には、**他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めたときは**、浴槽水の塩素消毒の義務が除外されます。

<他の適切な衛生措置>

塩素消毒をしなくても浴槽水からレジオネラ属菌が検出されないこと、つまり日々の入浴設備の衛生管理に問題がないことを確認するための検証を指します。

利用客が多い時期や季節変動を考慮した頻度でレジオネラ属菌の検査を行い、実施した全ての検査結果で陰性を確認してください。

＜季節変動を考慮したレジオネラ属菌検査スケジュールの例＞

	(例1)3か月おきに レジオネラ属菌検査をする場合		(例2)9か月おきに レジオネラ属菌検査をする場合	
	4項目検査	レジオネラ属菌検査	4項目検査	レジオネラ属菌検査
1年目	1月(冬)		1月(冬)	
		4月(春)		
		7月(夏)		
		10月(秋)		10月(秋)
2年目	1月		1月	
		※		7月(夏)
3年目	1月		1月	
		※		4月(春)
4年目	1月		1月	
		※		※

※ ここまでのすべての検査結果でレジオネラ属菌陰性を確認できた場合、以降は1年に1回以上の4項目の水質検査により水質基準に適合していることを確認してください。

いずれかの検査結果でレジオネラ属菌が検出された場合は、入浴設備の衛生管理のどこかに不備があるため、原因を究明し、検証を継続してください。

3 浴槽やろ過器等の清掃をしてください。

(1) 浴槽

- ろ過器を使用していない浴槽は、**毎日完全に換水**して清掃を行ってください。
- ろ過器を使用している浴槽は、**1週間に1回以上完全に換水**して清掃を行ってください。

(2) ろ過器、**循環配管**

- 毎日、集毛器を清掃及び消毒**してください。
- 7日に1回以上、逆洗浄**を行い、ろ過器や配管内の汚れを排出するとともに、**高濃度塩素等による消毒**を実施してください。

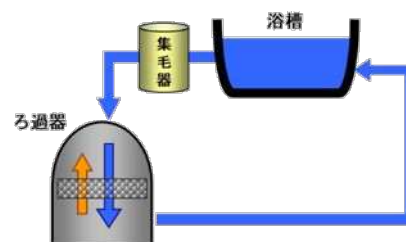
＜参考＞年に1回程度、配管内の生物膜の点検・除去をしてください。

配管消毒の具体的な方法の例（7日に1回以上）

※ろ過器の逆洗浄後に行う。

高濃度塩素消毒

- ①循環が可能な程度まで浴槽の水位を下げる
- ②塩素を高濃度に添加（5～10mg/L程度）
※材質によっては配管の腐食が起きるので注意
- ③数時間循環させる
- ④使用した湯を捨てる



昇温循環配管についても定期的な洗浄及び消毒を実施してください。

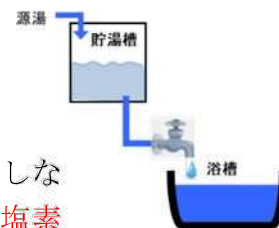
4 貯湯槽内の原湯の温度は、60℃以上に保ってください。

貯湯槽は、定期的に清掃・消毒してください。

- ・ 最大使用時にあっては55℃以上に保ってください。
- ・ 毎日貯湯槽内の温度を測定し、記録をつけてください。
- ・ 60℃を維持できない場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯の消毒を行い、**毎日貯湯槽内の塩素濃度を測定し、記録をつけてください。**

＜参考＞設備の破損や温度計の性能について、定期的に確認してください。

定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水してください。



5 その他の入浴設備も、適切に管理してください。

- ・ 浴室全体、脱衣室は、毎日清掃してください。（公衆浴場は必須、旅館業は参考）
- ・ 水位計と浴槽をつなぐ配管がある場合は、定期的に配管を消毒し、生物膜を除去してください。
（参考：頻度の目安は週に1回程度）
- ・ 気泡発生装置等（ジャグジー、ジェット等の微小な水粒を発生させる設備）がある場合は、定期的に清掃・消毒し、内部に生物膜が形成されないように管理してください。
- ・ 調節箱（洗い場やシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための箱）がある場合は、定期的に清掃**及び消毒**をしてください。
- ・ オーバーフロー水及び回収槽の水は浴用に使用しないでください。ただし、これにより難しい場合は、回収槽及び配管内の清掃・消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒してください。

（令和4年10月以降は、回収槽の水だけでなくオーバーフロー水自体が使用できません。）

＜参考：旅館業／公衆浴場における衛生等管理要領より＞

- ・ シャワーは、週に1回程度、内部の水が置き換わるように通水してください。シャワーヘッドとホースの内部は、1年に1回以上洗浄、消毒してください。
- ・ 露天風呂がある場合は、浴槽に土が入らないよう注意してください。



6 レジオネラ属菌が検出された場合は、浴槽・ろ過器・配管等の洗浄、消毒を行ってください。

気泡発生装置（ジャグジー、ジェット等）がある場合は、直ちに気泡発生装置の使用を停止し、同様に洗浄、消毒を行ってください。

レジオネラ症に罹患してしまう人が出ないように、浴槽のみならず、ろ過器や配管内のバイオフィルムを十分に洗浄除去してから、消毒をしてください。洗浄・消毒は専門業者に依頼してください。

洗浄・消毒後、再度水質検査を実施し、レジオネラ属菌が検出されないことを確認してから、入浴設備の使用を再開してください。

7 手引書及び点検表を作成してください。

- ・ 条例で定められた衛生基準を自主的に管理していただくために、「手引書」と「点検表」を作成して、その内容を従業者全員に周知してください。
- ・ 日常の衛生管理を行う責任者を定めてください。



8 脱衣室等に以下の注意掲示をしてください。

- ・ 浴槽内に入る前は身体を洗うこと
 - ・ 循環している浴槽水の誤飲をしないこと
 - ・ 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと
- ※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は掲示不要です。

問合せ先

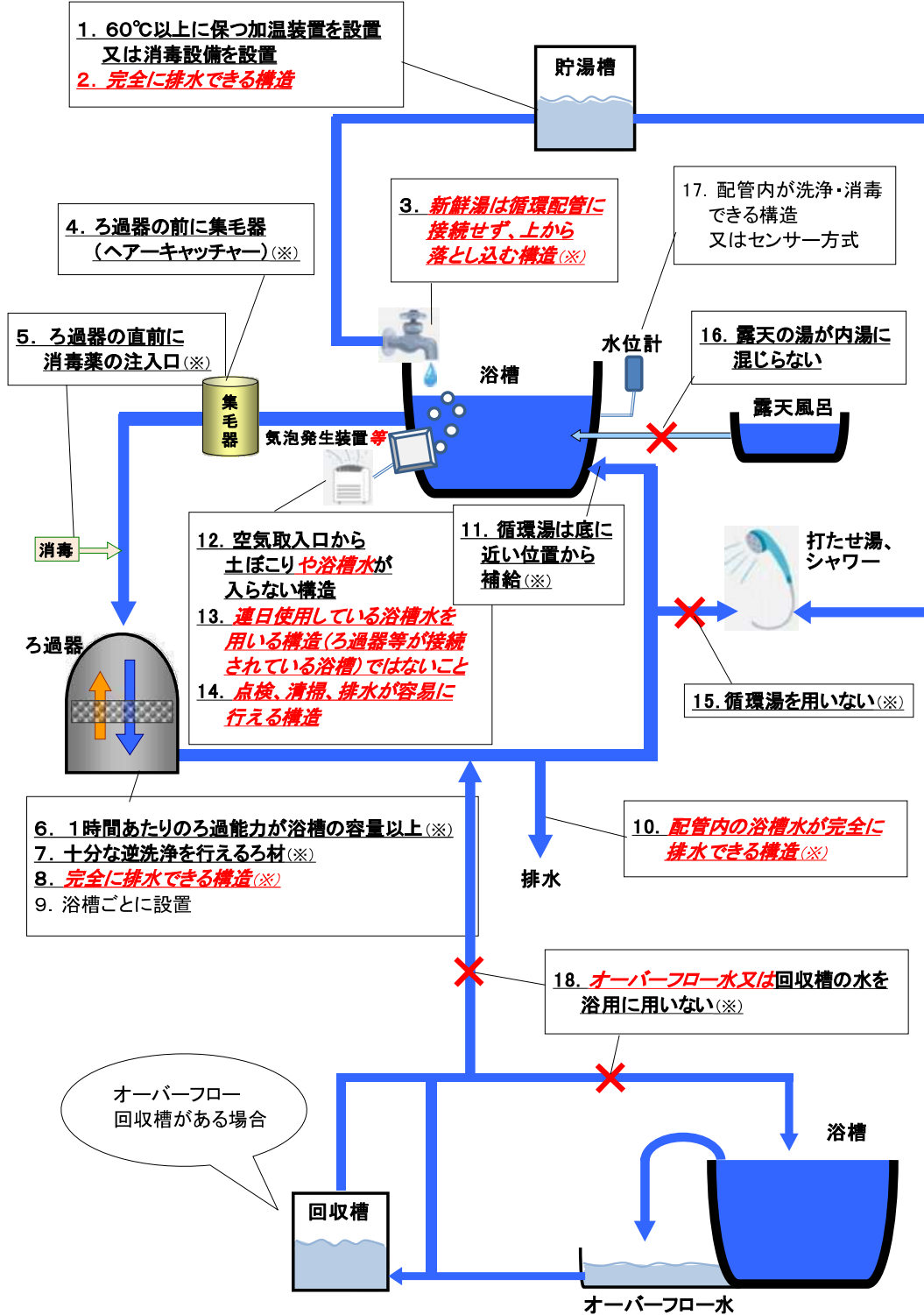
神奈川県小田原保健福祉事務所
環境衛生課
電話 0465-32-8000（代表）

入浴設備の構造設備基準

(注1)斜体部:令和4年10月1日施行の条例改正により加筆・変更した箇所

(注2) 下線部:法令、条例で規定されているもの

(注3)(※)印:浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する浴室には適用しない



令和5年3月
小田原保健福祉事務所
環境衛生課 作成

(作成例)

旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

株式会社〇〇〇

手引書に様式の指定はありません。
この作成例を参考に、各施設で作成
してください。

営業所名称

かながわの湯

営業所所在地

足柄下郡△△町〇〇 1 2 3 4 - 5

作成年月日

令和元年 5 月 10 日

手引書を作成した年月日を記入。
レジオネラ菌が検出されるなど、管理方法を見直す必要が
生じた際には改訂を行う。

手引書の内容の確認欄

施設長	神奈川 太郎
衛生管理責任者	神奈川 一郎
清掃責任者	神奈川 二郎
設備責任者	神奈川 三郎

一人が全てを兼務してもかまいません。
誰が責任をもって管理するかを定めましょう。

1. 構造設備の概要

2

浴槽の名称	ろ過器の有無	容量	ろ過器の処理能力	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
露天風呂 (男女入替)	有・無	2.0 m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	気泡発生装置
男子内湯	有・無	4.2 m ³	5.0 m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
女子内湯	有・無	8.2 m ³	10.6 m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
貸切風呂 (内湯)	有・無	1.2 m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	客毎換水
浴槽の縦×横×深さから、浴槽内のお湯の容量を計算する。例：1.2m×2.0m×0.5m = 1.2 m ³ ※ 1 m ³ (立方メートル) = 1 立米(リットル) = 1,000ℓ(リットル) = 1m(メートル)×1m×1m = 1 t(トン)							
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	

2. 浴槽水の水質検査

浴槽水を循環させることなく客ごとに換水する浴槽は、水質検査を実施する義務はありません。

① 実施頻度

年に1回

全ての浴槽ごとに、最も汚れていると思われるタイミングで採水してください。

② サンプルングの場所等の注意事項

サンプルングする日	毎年〇月
サンプルングする水	全ての浴槽ごとに、浴槽内の湯を採取する
サンプルングの時間	営業時間終了後、湯抜き直前の湯を採取する
サンプルング場所	浴槽内の流れが滞留しやすい場所で採取する

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中8ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
3	大腸菌	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地： 〇〇県××市□□12-5

名称： △△水質検査センター

電話番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

上記4項目を検査できるところであればどこでもかまいません。

3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

検査を実施する必要があるか分からない場合は、保健福祉事務所までお問い合わせください。

① 実施頻度

浴槽水が水質基準に適合しなかったとき

浴槽等の構造変更があったとき

浴槽に使用する原水(温泉・井戸水等)に変更があった場合

入浴する前のきれいなお湯を検査するため、吐水口から採水してください。

② サンプルング場所

吐水口から浴槽に落ちる前の湯水

洗い場の湯栓又は水栓から出た湯水

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	pH	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中3ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地： 〇〇県△△市×××

名称： 〇〇県水質検査センター

電話番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

精度管理を行っている検査機関に依頼してください。

4. 浴槽の日常清掃

【ろ過器のある浴槽（男女内湯）】

7日に1回、浴槽水を完全に排水し、〇〇洗剤を用い浴槽全体をブラシで洗浄する。
岩の隙間等、ブラシが届かない箇所は高圧洗浄にて洗浄を行う。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、浴槽水を完全に排水し、□□洗剤を用い浴槽全体をスポンジで洗浄する。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

- ・ 浴槽ごとに、完全に換水して行う清掃の頻度と、その方法を記入
- ・ 形状や素材等を考慮し、浴槽ごとに適した清掃方法を具体的に記入する。

5. ろ過器の管理

ろ過器①：1日1回、自動設定にて逆洗浄を行い、機械が正常に作動していることを確認する。

ろ過器②：7日に1回、手動で逆洗浄を行う（レバーを「逆洗浄」にあわせ、30分間放置したあと元に戻す）。

逆洗浄の頻度と、その方法を記入

6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1) ろ過器の逆洗浄を行う。
- (2) 浴槽水を排水し、水位を底から□cmまで下げる。
- (3) 残った浴槽水に△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (4) ろ過循環（又は追い炊き）を3時間行う。
- (5) お湯を完全に排出する。
- (6) 4の方法で浴槽内の清掃を行う。
- (7) 新しい湯を補給し、しばらく循環させる。

- ・ 配管消毒の頻度と、その方法を記入
- ・ (2)は、循環ができる程度まで水位を下げる。
- ・ (3)は、塩素濃度が5～10mg/Lになるように、具体的な数値を記入する。

7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

毎日、集毛器を外して中のゴミを取り除き、洗剤とスポンジで洗浄した後、△△塩素剤で拭き消毒する。

清掃頻度と、その方法を記入

8. 水位計配管の消毒

【循環可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に高濃度塩素水を流し込み、3時間循環させる。

【循環不可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に□□洗浄剤を入れ、〇分おいた後に水道水で流す。

9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1) 気泡板を外して内部を洗浄する。
- (2) 水位が底から□cmになるまで湯を張り、△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (3) 装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、3時間放置する。
- (4) 装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、4の方法で浴槽内の清掃を行う。

10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

【ろ過器】

毎日、薬液ポンプが正常に作動し、薬液の注入が行われていることを確認する。
また、塩素タンク内の薬液が少なくなっていたら追加する。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、清掃後（12時）と夜（21時）に、塩素△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。

【各浴槽】

浴槽水の遊離残留塩素の測定を1日3回（15時・19時・23時）行い、全てで0.4mg/L以上であることを確認する。
下回っていた場合は、塩素△△塩素剤（濃度□%）を入れ、再度遊離残留塩素を測定し、0.4mg/L以上であることを確認する。

消毒設備の管理方法（又は塩素を手動で添加する方法）や、消毒状況を確認する方法について記入

1 1. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

【検証前の浴槽（貸切風呂①）】

次のスケジュールで水質検査を実施する。

- 1年目：〇〇年1月（冬）4項目検査
10月（秋）レジオネラ属菌検査
- 2年目：〇〇年1月 4項目検査
7月（夏）レジオネラ属菌検査
- 3年目：〇〇年1月 4項目検査
4月（春）レジオネラ属菌検査

以上の検査で全てレジオネラ属菌検査陰性を確認できた場合、以降は毎年1月の4項目の水質検査を行う。
いずれかの検査結果でレジオネラ属菌が検出された場合は、管理方法の見直しを行い、再度同様のスケジュールで季節ごとの水質検査を行う。

【検証が完了した浴槽（貸切風呂②）】

次のスケジュールで水質検査を実施し、全てレジオネラ属菌検査陰性を確認した。

（採水日）20〇〇.1.12（4項目）、20〇〇.4.15、20〇〇.7.15、20〇〇.10.15、20〇〇.1.12（4項目）

今後は、水質検査結果が不適であった場合や、設備や清掃手順を変更した場合には、再度、検証を実施する。

利用客が多い時期や季節変動を考慮した頻度で検査を行う。

※検査頻度は、それぞれの施設の状況に応じて検討する。

1 2. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

1年に2回、すべての浴槽において、〇〇業者に依頼して浴槽全体と配管内を過酸化水素にて洗浄する。
その後、6の方法で循環配管の消毒を、7の方法で集毛器の清掃・消毒を、8の方法で水位計配管の消毒を、9の方法で気泡発生装置の清掃を行う。

4～9に記入した日々の清掃や消毒以外に、大掃除などをする場合はその方法を記入

1 3. 貯湯槽の清掃・消毒

- ・毎日、営業時間前に貯湯槽の温度計を確認し、60℃を下回っている場合は貯湯槽内に塩素剤を注入する。
- ・1年に1回（毎年6月）、△△清掃業者に依頼し、貯湯槽の清掃を行う。

貯湯槽の管理方法、清掃頻度とその方法を記入
※飲用の貯湯槽ではなく、浴槽用・シャワー用のお湯を貯めている貯湯槽（温泉タンク、ストレージタンク）について記入する。

1 4. 調節箱の清掃

1年に1回（毎年6月）、分湯枡をブラシ及び洗剤にて清掃し、必要に応じて塩素剤で消毒する。

1 5. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

オーバーフロー回収槽について記入

1 6. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

※ オーバーフロー回収槽は厳重な管理が必要です。不明な点は保健福祉事務所に相談ください。

1 7. その他の必要な事項

- ・ 打たせ湯、気泡発生装置は、それぞれの浴槽水の水質検査でレジオネラが検出されたら、ただちに使用を中止し、清掃・消毒を行う。
その後、再検査で陰性を確認するまで使用しない。
- ・ 洗い桶は、毎日水で洗い流して乾燥させる
- ・ 脱衣所のマットは、毎日交換する

1～16以外に、浴室の管理に必要と思われる事項があれば記入

旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

営業所名称

営業所所在地

作成年月日

手引書の内容の確認欄

施設長	
衛生管理責任者	
清掃責任者	
設備責任者	

1. 構造設備の概要

洗面用水（水道水・井戸水・湧水） → 直結・受水槽（有効容量_____m ³ ）	
浴槽に使用する水の種類（水道水・井戸水・湧水・温泉） → 温泉_____種類	
浴槽に使用する循環していない湯を貯留する貯湯槽（有・無） → 原湯・上がり用湯	
有の場合	☐ （1）全ての箇所において 60℃以上を保持する加温装置（有・無）
	☐ 貯湯槽に温度計の設置（有・無）
	☐ （2）貯湯槽内の湯水の消毒設備（有・無）
	☐ 完全に排水できる構造である
☐ 新鮮湯水は、循環配管等（昇温装置含む）に接続せず、湯面より上から落とし込む構造である	
☐ 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（有・無）	
有の場合	清掃等の管理は（施設・温泉供給元（_____））
ろ過器（有・無）	
有の場合	☐ ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい
	☐ ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（砂・その他（_____））
	☐ 集毛器（ヘアキャッチャー、HC）はろ過器の前に設置されている
	☐ 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	☐ 完全に排水できる構造である
浴槽水の循環配管（有（ろ過器・昇温装置・その他_____）・無）	
有の場合	☐ 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	☐ 完全に排水できる構造である
	☐ 定期的に清掃、洗浄又は消毒を行える構造である
水位計（有（配管式・センサー式）・無）	
配管式 有	☐ 定期的に生物膜を除去できる構造である
オーバーフロー回収槽（有・無）	
有の場合	☐ 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	☐ 浴槽水とは別に消毒する設備がある
	☐ オーバーフロー環水管を直接ろ過循環の配管に接続していない
	☐ 床排水が流入しない構造である
打たせ湯（有・無） ☐ 循環湯を使用していない	
シャワー（有・無） ☐ 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（有・無）	
有の場合	☐ 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	☐ 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	☐ 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（両方有・内湯のみ・露天風呂のみ）	
有の場合	☐ 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

浴槽の名称	ろ過器の有無	容量	ろ過器の処理能力	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	

2. 浴槽水の水質検査

① 実施頻度

② サンプルングの場所等の注意事項

サンプルングする日	
サンプルングする水	
サンプルングの時間	
サンプルング場所	

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中8ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
3	大腸菌	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地：_____

名称：_____

電話番号：_____

3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

① 実施頻度

② サンプルング場所

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	pH	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中3ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地：

名称：

電話番号：

4. 浴槽の日常清掃

5. ろ過器の管理

6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

8. 水位計配管の消毒

9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

1 1. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

1 2. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

1 3. 貯湯槽の清掃・消毒

1 4. 調節箱の清掃

1 5. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

1 6. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

1 7. その他の必要な事項

浴槽名 **女子露天**

貯湯槽は、温度管理の場合は温度を、
塩素管理の場合は塩素濃度を記録

3月		遊離残留 塩素濃度 測定			浴槽の 換水・清掃	水位計 配管の 消毒	気泡発生 装置の 清掃・消毒	集毛器 の清掃・ 消毒	循環配管 の清掃・ 消毒	ろ過器の 逆洗浄	脱衣室・ 浴室の 清掃	貯湯槽 の温度	その他	担当者
実施頻度		1日3回以上			毎日	7日に 1回	7日に 1回	毎日	7日に 1回	7日に 1回	毎日	毎日		
日	曜日	6時	12時	20時										
1日	木	0.5	0.4	0.5	○						○	65℃		佐藤
2日	金	0.5	0.4	0.8	○	○	○				○	67℃		鈴木
3日	土	0.6	0.7	0.2→ 0.4	○						○	65℃	20時塩素不足 →手撒きし再測定	佐藤
4日	日	0.4	0.5	0.5	○						○	64℃		佐藤
5日	月	0.4	0.4	0.7	○						○	64℃		鈴木
6日	火	0.5	0.8	0.9	○						○	67℃		鈴木
7日	水	0.5	0.8	0.7	○						○	65℃		田中
8日	木	0.9	0.7	0.5	○						○	68℃		佐藤
9日	金	0.9	0.7	0.1→ 0.6	○	○	○				○	65℃	20時塩素不足 →手撒きし再測定	田中
10日	土	0.7	0.4	0.8	○						○	65℃		佐藤
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

塩素濃度不足時は、塩素剤を手撒きする等の
正措置を取り、0.4以上あることを確認、記録

20時塩素不足
→手撒きし再測定

20時塩素不足
→手撒きし再測定

その他の特記事項
14日(休業日) ○○業者に依頼し、浴槽と水位計配管の過酸化水素による洗浄を実施した。

定期清掃や点検の実施状況等を記入

責任者確認欄

神奈川一郎

浴槽名 **女子内湯**

貯湯槽は、温度管理の場合は温度を、
塩素管理の場合は塩素濃度を記録

3月		遊離残留塩素濃度測定			浴槽の換水・清掃	水位計配管の消毒	気泡発生装置の清掃・消毒	集毛器の清掃・消毒	循環配管の清掃・消毒	ろ過器の逆洗浄	脱衣室・浴室の清掃	貯湯槽の温度	その他	担当者	
実施頻度		1日3回以上			7日に1回	7日に1回	7日に1回	毎日	7日に1回	7日に1回	毎日	毎日			
日	曜日	6時	9時	15時											
1日	木	0.5	0.4	0.5				○			○	68℃		佐藤	
2日	金	0.5	0.4	0.8	○	○	○	○	○	○	○	66℃		鈴木	
3日	土	0.6	0.7	0.2→0.4	塩素濃度不足時は、塩素剤を手撒きする等の正措置を取り、0.4以上あることを確認、記録							○	65℃	20時塩素不足→手撒きし再測定	田中
4日	日	0.4	0.5	0.5							○	66℃		佐藤	
5日	月	0.4	0.4	0.7				○			○	65℃		鈴木	
6日	火	0.5	0.8	0.9				○			○	67℃		鈴木	
7日	水	0.5	0.8	0.7				○			○	67℃		田中	
8日	木	0.9	0.7	0.5				○			○	67℃		佐藤	
9日	金	0.9	0.7	0.1→0.6	○	○	○	○	○	○	○	65℃	20時塩素不足→手撒きし再測定	田中	
10日	土	0.7	0.4	0.8				○			○	65℃		佐藤	
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	
その他の特記事項													責任者確認欄		
14日(休業日) ○○業者に依頼し、浴槽、循環配管、水位計配管の過酸化水素による洗浄を実施し、ろ材を交換した。													神奈川一郎		
定期清掃や点検の実施状況等を記入															

自主管理点検表

浴槽名

令和 年 (循環なし) (循環あり)

月		遊離残留塩素濃度測定			浴槽の換水・清掃	浴槽の換水・清掃	水位計配管の消毒	気泡発生装置の清掃・消毒	集毛器の清掃・消毒	循環配管の清掃・消毒	ろ過器の逆洗浄	脱衣室・浴室の清掃	貯湯槽の温度	その他	担当者
実施頻度		1日3回以上			毎日	7日に1回	7日に1回	7日に1回	毎日	7日に1回	7日に1回	毎日	毎日		
日	曜日	時	時	時											
1日															
2日															
3日															
4日															
5日															
6日															
7日															
8日															
9日															
10日															
11日															
12日															
13日															
14日															
15日															
16日															
17日															
18日															
19日															
20日															
21日															
22日															
23日															
24日															
25日															
26日															
27日															
28日															
29日															
30日															
31日															
その他の特記事項														責任者確認欄	